

喜多方市新型インフルエンザ等対策行動計画 【概要版】

1 計画策定の趣旨・位置付け

◎計画策定の趣旨

近年、各国との人や物の往来の増加により、未知の感染症が短期間で世界中に拡散するリスクが高まっています。

新型インフルエンザなどの新興感染症は、今後も国際的な脅威となる可能性があり、感染症が広がりやすい社会環境にあることを認識し、発生時期の予測が困難であることを踏まえ、平時から万全な体制を整えることが重要です。

令和6年7月、国が新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を全面改定し、これに伴い、県においても令和7年3月に「福島県新型インフルエンザ等対策行動計画」の全面改定が行われました。この改定を受け、本市においても平成26年11月に策定した「喜多方市新型インフルエンザ等対策行動計画」を見直し、次なる感染症危機に備えるものです。

◎計画の位置付けと推進体制

本市行動計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に基づき、県行動計画の内容を踏まえて、市内における新型インフルエンザ等対策の実施に関する総合的な推進に関する事項などを定めるものです。情報共有や取組の進捗管理を行うとともに、有識者の意見を参考にしながら、政府行動計画の改定に合わせて必要な対策や計画の見直しについて協議し、本市における感染症対策の実効性向上を図ることとします。

2 実施に関する基本的な方針

◎目的及び基本的な考え方

新型インフルエンザ等の感染症が発生した場合、市民の生命や健康だけでなく、市民生活や地域経済にも深刻な影響を及ぼすことが懸念され、特に、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合には、医療提供体制の限界を超えるおそれがあります。このため、感染症対策を危機管理上の重要課題と位置付け、1「感染拡大の抑制と市民の生命・健康の保護」、2「市民生活および社会経済への影響の最小化」を主な目的として取り組みを進めます。

新型インフルエンザ等の対策は、過去の新型インフルエンザや新型コロナの経験から、特定の事例に偏った準備では不十分となる可能性が

あるため、幅広い状況に対応できるよう、病原体の性質や流行状況、地域の実情などを踏まえ、人権への配慮や対策の実効性・影響などを総合的に検討し、実施すべき対策を進めます。

◎対策の時期区分・対策推進のための役割分担

本市行動計画では、新型インフルエンザ等対策を「準備期」「初動期」「対応期」の3つの時期に区分し、それぞれの段階に応じた対応を行うこととしています。また、対策は社会全体で取り組むことが重要であることから、国や県、市、関係機関、事業者、市民それぞれの役割を明確にしたうえで対策を定め、複数の対策項目に共通して考慮すべき横断的視点により、新型インフルエンザ等対策の実効性を高めます。

3 対策項目の考え方・取組

◎対策項目は、以下の8項目を主な対策項目として定め、各項目の基本理念や具体的な内容について記載しています。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 医療
- ⑥ 保健
- ⑦ 物資
- ⑧ 市民生活および社会経済の安定の確保

※ それぞれの項目に対する時期区分に応じた主な取組は以下「喜多方市新型インフルエンザ等対策行動計画各対策項目の時期区分に応じた主な取組」のとおりです。

◆喜多方市新型インフルエンザ等対策行動計画各対策項目の時期区分に応じた主な取組◆

対策項目	時期区分		
	準備期	初動期	対応期
① 実施体制	<p>1 行動計画の策定と体制整備 行動計画は必要に応じて見直し、業務継続計画を変更する。対策本部設置体制の整備や訓練、職員の育成に努める。</p> <p>2 国、県、他市町村等との連携の強化 情報交換をはじめとした連携体制の構築を図り、着実な準備を進めるとともに人材確保などの準備を進める。</p>	<p>1 発生が確認された場合の措置 対策本部設置の検討や対策の準備を進め、人員体制の強化を図る。</p> <p>2 予算の確保 国による財政支援に関する情報を収集し、必要な予算の確保に取り組むとともに、対策に要する経費の準備を進める。</p>	<p>1 基本となる実施体制の在り方 収集した情報と国・県のリスク評価を踏まえ対策を実施するとともに対策に携わる職員の心身への影響も配慮しながら必要な支援を行う。また県が総合調整を行う場合その調整に従い、県や他市町村からの派遣・応援を要請するなど、体制の維持を図る。</p> <p>2 緊急事態がなされた場合の対応 直ちに市対策本部を設置し、緊急事態措置を迅速かつ的確に実施する。</p>
② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<p>1 市民への情報提供・共有 平時から国、県等が提供する感染情報や予防接種、基本的な感染対策について情報提供を行い、関係部局と連携して情報共有を行う。また、偏見・差別・偽・誤情報に関する啓発を行う。</p> <p>2 体制の整備 県と連携し感染状況に応じた情報内容を整理し、要配慮者への情報提供・共有方法を検討するとともに、統一的な体制を整備する。</p> <p>3 双方向のコミュニケーションの相談体制の整備 コールセンター設置、要配慮者からの相談など体制を整備する。</p>	<p>1 迅速かつ一体的な情報提供・共有 県や関係団体等と連携した情報提供・共有を行い、市民や要配慮者へ情報提供・共有を行う。</p> <p>2 双方向のコミュニケーション コールセンターを設置し、相談対応体制を強化する。</p> <p>3 偏見・差別・偽・誤情報への対応 偏見・差別に対する周知や相談窓口の情報提供を行う。また、偽・誤情報のモニタリングや科学的根拠に基づく情報提供を継続する。</p>	<p>1 基本的な対応方針 初動期の対応を継続する。</p> <p>2 封じ込めを念頭に対応する時期 行動制限等の説明や偏見・差別の防止、個人対策の重要性について周知する。</p> <p>3 病原体の性状等に応じて対応する時期 国や県のリスク評価に基づく対策の変更や重症化しやすい年齢層に対する対策の説明を行う。</p> <p>4 平時への移行時の対応 市民の不安に寄り添う情報提供や共有を行い、理解と協力を得るよう努める。</p>

対策項目	時期区分		
	準備期	初動期	対応期
③ まん延防止	<p>1 発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等 有事の際の対策内容や意義について周知広報を行い、市民や事業者の協力を得るための理解促進を図る。</p>	<p>市内におけるまん延に備え、業務継続の対応準備や個人・事業者向けの周知広報、学校での基本的な感染対策の強化に努める。</p>	<p>1 患者や濃厚接触者への対応 県が実施する外出自粛要請などの措置に協力する。 2 患者や濃厚接触者以外の市民に対する対応 県が実施する外出自粛要請やまん延防止等重点措置などの内容を周知する。また、基本的な感染対策、時差出勤、テレワーク等の勧奨、効果的な対策の徹底を市民に要請する。</p>
④ ワクチン	<p>1 ワクチンの供給体制 円滑なワクチン流通や分配に係る体制を整備する。 2 ワクチンの接種に必要な資材 予防接種に必要な資材の確保方法を確認する。 3 基準に該当する事業者の登録等（特定接種の場合） 特定接種対象事業者への周知や国の登録作業に協力する。 4 接種体制の構築 接種体制の構築に必要な訓練を実施し、住民接種の体制構築や周知・予約方法の検討を行い、地域の実情に応じた支援の準備を進める。 5 情報提供・共有 市民に対しワクチンに関する情報や接種体制について情報提供を行う。 6 DXの推進 予防接種事務のデジタル化を進める。</p>	<p>1 接種体制 予防接種に係る情報を積極的に収集し、予防接種開始に向け、相談対応体制を整備する。また、予防接種に必要な資材や接種会場、医療従事者など接種体制の構築を進める。</p>	<p>1 ワクチン等の流通体制の構築 円滑なワクチン流通体制を整備する。 2 接種体制 初動期に構築した接種体制に基づき予防接種を実施する。準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。 3 副反応疑い報告等 ワクチンの安全性に係る情報を医療機関や市民に提供・共有し、予防接種の健康被害に対し迅速な救済に取り組む。 4 情報提供・共有 市民がワクチンの正しい理解による接種判断ができるよう情報提供を行う。</p>

対策項目	時期区分		
	準備期	初動期	対応期
⑤ 医療	<ol style="list-style-type: none"> 1 基本的な医療提供体制 有事に備え、県と連携し、平時から医療機関体制について情報共有を図る。 2 市民等からの相談対応体制 有症状者の支援のため、相談体制に関する情報共有を図る。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に関する知見の共有等 国等から提供された感染症情報について、速やかに関係機関と共有する。 2 医療提供体制の周知 県と協力し、市民に対し医療提供体制や受診方法等を周知する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療提供体制の確保に関する周知 県と協力し、医療機関の受診方法について周知する。 2 時期に応じた医療提供体制への協力 流行時期に応じた医療機関体制を周知する。 3 感染拡大による医療体制のひっ迫への対応 医療体制ひっ迫時の県が実施する医療人材の派遣や患者の移送などの対応に協力する。
⑥ 保健	<ol style="list-style-type: none"> 1 人材の確保 保健所への応援職員の派遣など、有事の際の連携体制を構築する。 2 多様な主体との連携体制の構築 県・関係機関等と意見交換や調整を行い、連携体制を構築する。 3 保健所等の体制整備への協力 感染まん延時の県の体制整備を支援する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 有事体制への移行準備 県の有事体制に対する応援派遣要請があった場合は協力する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 有事体制における情報共有 県の有事体制に対する応援派遣要請があった場合は協力する。 2 主な対応業務の実施 患者等の健康観察・生活支援に協力し、自宅療養の実施にあたって県と協力しながら実施する。
⑦ 物資	<ol style="list-style-type: none"> 1 感染症対策物資等の備蓄等 感染症対策物資を備蓄し、備蓄状況を定期的に確認する。消防機関は、個人防護具の備蓄を進める。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 円滑な供給に向けた準備 感染症対策物資の不足が見込まれる場合は、必要量の確保に努める。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 備蓄物資等の供給に関する相互協力 備蓄物資等が不足する場合は、国や関係機関と協力し、供給体制の維持に努める。

対策項目	時期区分		
	準備期	初動期	対応期
⑧市民生活および社会経済の安定の確保	<p>1 情報共有体制の整備 国・県との情報共有体制を整備し、庁内および関係機関との必要な情報共有体制を構築する。</p> <p>2 支援の実施に係る仕組みの整備 行政手続等のDXを進める。</p> <p>3 物資及び資材の備蓄 感染症対策物資に加え生活必需品を備蓄し、事業者や市民に対しても備蓄勧奨をする。</p> <p>4 生活支援を要する者への支援等の準備 県と連携し、要配慮者に対する支援の手続き等について定める。</p> <p>5 火葬能力の把握と体制整備 県と連携し、火葬場の能力や一時的な遺体安置施設の把握・検討を行う。</p>	<p>1 事業継続に向けた準備等の要請 県と連携し、事業者に対し感染症防止対策の準備を要請する。</p> <p>2 遺体の火葬・安置 火葬能力を超える事態に備え、一時的な遺体安置施設の確保準備を行う。</p>	<p>1 市民生活の安定の確保を対象とした対応 心身への影響に関する施策や要配慮者への支援、教育の継続支援を実施する。</p> <p>2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応 事業者への感染対策の徹底要請や財政支援を行う。また、水の安定供給のために必要な措置を講ずる。</p>